

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第4条の11の規定により告示します。

2020年（令和2年）5月28日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 中間検査を行う区域  
福山市全域

2 中間検査を行う期間  
2021年（令和3年）1月1日から2026年（令和8年）12月31日まで

3 中間検査を行う建築物の用途及び規模  
次の（1）又は（2）に掲げる建築物の用途及び規模とする。  
（1）棟ごとに新築する戸数が1の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）  
（2）棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅（法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋

4 指定する特定工程  
次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし、同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早期に施工する工区の工事を特定工程とする。

項	建築物の構造	指定する特定工程
1	木造その他これに類する構造	柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事
2	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、組積造、補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（次の項に掲げるものを除く。）	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりの配筋工事
3	プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事
4	鉄骨造その他これに類する構造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
5	その他の構造	屋根及びそれを支えるはりの工事

6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造区分にわたる構造	該当する構造区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事
---	-----------------------------------	---------------------------------

#### 5 指定する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	建築物の構造	指定する特定工程後の工程
1	木造その他これに類する構造	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
2	鉄骨鉄筋コンクリート造，鉄筋コンクリート造，組積造，補強コンクリートブロック造その他これらに類する構造（次の項に掲げるものを除く。）	2階の床（平屋の場合は屋根版）及びそれを支えるはりのコンクリート打込工事
3	プレキャストコンクリート造その他これに類する構造	屋根及びそれを支えるはりの取付工事の接続部が隠れることになる工事
4	鉄骨造その他これに類する構造	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
5	その他の構造	屋根及び壁の外装工事又は内装工事（屋根ふき工事又は構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造区分にわたる構造	4の表の6の項に掲げる工事に係る構造に対応する1の項から5の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

#### 6 適用の除外

法第18条第2項又は第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

#### 7 福山市告示第542号の廃止

2020年（令和2年）12月31日をもって、2005年（平成17年）12月1日付け福山市告示第542号は廃止する。

#### 8 経過措置

- (1) この告示の規定は、2に定める期間内に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物（次号に規定する建築物を除く。）に適用する。
- (2) 2に定める期間前に、法第6条第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物（1999年（平成11年）4月30日以前に当該申請書が提出されたものを除く。）及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類が提出された建築物で、当該申請に係る工事が従前の省令第4条の11の規定による告示の指定した特定工程を含み、かつ、2に定める期間前までに当該特定工程に係る工事を完了していない建築物（4に指定する

特定工程に係る工事を終えるまでに法第6条第1項の規定による計画の変更の確認に係るものが提出されたものを含む。) については、当該告示の規定は、なおその効力を有する。